

事 務 連 絡

平成18年 7 月 26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産鰻及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成18年7月24日付け事務連絡で連絡したところですが、今般、新たにエンドスルファンの違反事例が確認されたことから、同事務連絡の記の中国産鰻の養殖場を下記のとおり改めます。

記

○中国産鰻の養殖場

Nanpu Special Aquatic Product Breeding Farm(4400/HM036, 4400/M165)

Shunde Beijiao Kunzhou Mancun Aquatic Product Co.,Ltd.(4400/HM043, 4400/M538)

Shanghai north aquaculture center (3100/HM001)

Xiqiao eel farms of doushan town Taishan city (4400/HM003, 4400/M548)

Fuxiang eel farms of Taishan city (4400/HM015, 4400/M612)

(下線部；追加養殖場)